

大規模契約栽培産地 育成強化推進事業について

令和5年4月



独立行政法人農畜産業振興機構
野菜振興部 助成業務課

①事業概要

- 本事業は、産地要件を満たす産地のうち、「生産・流通体系の構築の取組」と「出荷期間の拡大のための取組」及び「作柄安定技術の導入のための取組」を一体的に行い、対象契約に従って長期的かつ安定的に出荷を行う産地を対象に、定額の面積払により支援する事業。

対象品目

加工・業務用：たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、ブロッコリー、ごぼう
トマト(8～10月出荷)、セルリー(6～12月出荷)、にんにく、しょうが、さといも、えんどう(1～7月
又は11～12月出荷)、キャベツ(11月又は1～5月出荷)、レタス(11～3月出荷)、かぼちゃ(11～
6月出荷)、だいこん(4～7月又は10月出荷)、アスパラガス(2～5月又は9～11月出荷)

生食用：かぼちゃ(11～6月出荷)、トマト(8～10月出荷)

取組主体

農協連合会、農協、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、農業者の組織する団体

取組期間

3年間(目標年度は、採択された前年度から起算して3年後。成果目標については、P7参照)

助成単価等

事業対象面積当たり、**15万円/10a**(事業計画上の取組を事業の取組期間(3年間)に計画的に実施することが要件)
※ 取組期間の1年目に15万円/10a(取組期間3年分の補助金)を交付します。また、1品目当たり7,500万円(50ha相当額)が
上限となります。

事業対象面積

本事業の契約に基づいた栽培面積であり、事業実施計画上の取組を行う面積(1年目の面積が上限)
※ 数量契約の場合は、契約数量を平均単収で割り戻した面積又は取組を行う面積のいずれか低い方が上限。
(対象品目において1年に複数回作付けを行う場合は、補助要件を満たすこととなった実面積以上50ha(実面積)以下)

②事業要件

産地要件

- ・面積要件：加工・業務用野菜：10ha以上50ha以下（1品目当たり）
生食用野菜：5ha以上50ha以下（1品目当たり）

なお、対象品目において1年に複数回作付けを行う場合は、延べ面積で当該要件を満たす必要。

- ・戸数要件：事業参加農家5戸以上 ※農地所有適格法人等の場合、定款等に記載された構成員(出資者)5戸以上

生産・流通体系の構築・ 出荷期間の拡大のための取組（3年間）

以下の取組を事業ほ場の全域で**3年間全て実施**

- ✓ 事業ほ場の設定
- ✓ 実需者との一定期間の事前契約の締結
- ✓ 新規作型の導入
- ✓ 生産コストの低減
- ✓ 流通コストの低減
- ✓ トレーサビリティシステム等の活用
- ✓ 出荷量の安定に向けた取組

作柄安定技術の導入のための取組（3年間）

以下の取組を事業ほ場の全域で3年間計画的に実施（**1年目は3つ以上、2年目は2つ以上、3年目は1つ以上**の項目を実施）

- ✓ 土層改良・排水対策
- ✓ 病虫害防除・連作障害回避対策
- ✓ 地温安定・保水・風害対策
- ✓ 土壌改良資材施用

対象契約（3年間）

実需者等との間で締結する次の条件を満たす契約

- ✓ 契約書等により、事前（出荷前まで）に契約を締結
- ✓ 契約期間、契約数量（面積契約の場合は当該面積）等を記載したもの
- ✓ 契約相手が中間事業者の場合、実需者を含めた3者契約
- ✓ 契約数量を大幅に増加（新規の場合を含む）する場合、輸入品の代替等であり既存国内産地からの置換えではないこと。

売れる見込みのないものは対象になりません。

→ **需要に応じた
計画生産を！！**